

コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

1. 基本的な考え方

- (1) 経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等及び社内規程、社会的規範（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるべく誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

2. コンプライアンス態勢の構築

- (1) 体制の整備
 - ①コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
 - ②コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
 - ③役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。
- (2) 推進活動の実施
 - ①コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルとコンプライアンス・ガイドブック等を策定し、周知徹底します。
 - ②コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
 - ③コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
 - ④コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し、再発を防止します。

3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

- (1) 行動原則
 - ①健全な保険事業の発展に寄与し、社会からの信頼を得るために、法令等の遵守を行動の基本にすえ、誠実・公平・適正な業務運営に努めます。
 - ②あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。
 - ③法令等に違反する行為を発見した場合には、勇気を持って指摘し、関係者と協力して、そのような行為を是正します。
- (2) 適正な事業活動を支える基本的行動
 - ①保険業の公共性を十分に認識し、保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護に

努めます。

- ②知的財産権を保護するとともに、他者の知的財産権を侵害しません。
- ③業務上知り得たお客さま情報の取扱について細心の注意を払い、外部に漏えいしないよう厳正な管理に努めるとともに、定められた目的以外には利用しません。
- ④市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、警察等関係諸機関等とも連携し、毅然として立ち向かいます。
- ⑤当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理し適切に業務を行います。
- ⑥業務提携等を行うにあたっては、取引の適切性を確保します。
- ⑦適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
- ⑧インサイダー取引（重要な未公開情報を利用した株券等の取引）は行いません。
- ⑨競争相手との関係において、談合したり、不正な競争手段を用いること、また、取引上の地位を利用して不公平な取引を求めることを行いません。
- ⑩当社の資産や重要情報、営業秘密等は適正に管理します。
- ⑪犯罪による収益移転（マネーロンダリング／テロ資金供与）の防止を図るため、取引時確認の徹底等に努めます。
- ⑫業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。
- ⑬人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、地域、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
- ⑭安全で働きやすい職場環境を確保します。

（3）迷った時の判断基準

自分の取るべき行動に迷った時は、次の基準に照らして判断します。

- ・自分の良心に反しないか、社会通念に照らして正しいだろうか
- ・自分の家族や友人に胸を張ってみせられるか、説明できるだろうか
- ・正しくない本当はわかっているのにやっていないだろうか、やろうとしていないだろうか
- ・当社の信頼・ブランドを損なわないか

（4）基本的行動の実践に向けて

法令等に反することを命ずることはできないとともに、法令等を遵守することによっていかなる不利益も受けないことを確認します。

以 上

2018年4月2日 制定